

宮城県社会福祉協議会児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業実施要綱

(目的)

- 第1 この制度は、児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、自立支援資金を貸し付け、もってこれらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

(貸付事業の実施主体)

- 第2 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）の貸付けは、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

(貸付の種類)

- 第3 自立支援資金は、生活支援費、家賃支援費及び資格取得支援費とする。

(貸付の対象)

- 第4 自立支援資金の貸付けの対象となる者は、次の各号に掲げる自立支援資金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 生活支援費

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくは児童自立生活援助事業所（以下「児童養護施設等」という。）を退所した者又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（以下「里親等」という。）の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校等（以下「大学等」という。）に在学する者（以下「進学者」という。）

二 家賃支援費

進学者又は就職を機に児童養護施設等を退所した者若しくは里親等への委託を解除された者若しくは児童養護施設等に入所中若しくは里親等への委託中に就職し、就業を継続している間に児童養護施設等を退所し、若しくは里親等への委託が解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者で、就職している者（以下「就職者」という。）

三 資格取得支援費

児童養護施設等に入所中若しくは里親等への委託中の者又は児童養護施設等を退所し、若しくは里親等への委託を解除された日から4年以内にある者であって大学等に在学する者のうち、就職に必要となる資格の取得を希望する者（以下「資格取得希望者」という。）

(貸付期間及び貸付額)

- 第5 自立支援資金の貸付けの期間及び貸付額は、次の表のとおりとする。

貸付の種類	貸付期間	貸付額
生活支援費	進学者 大学等に在学する期間（病気等により休学するなど真にやむを得ない事情によって留年した期間も含む。）	一 進学者 月額50、000円 （上記に加え、医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を貸付額に追加することができる。）
家賃支援費	一 進学者 大学等に在学する期間 二 就職者 退所又は委託解除後から2年を限度として就労している期間	1月当たりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）（居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額（単身世帯の額とし、都道府県、指定都市、中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には、当該示された額における単身世帯の額とする。）を限度とする。）
資格取得支援費		資格取得に要する費用の実費 （250、000円（児童入所施設措置費等国庫負担金によって特別育成費における資格取得等特別加算費が支弁される場合には、当該加算費を控除した額）を上限とする。）

（貸付方法及び利子）

- 第6 自立支援資金は、県社協の会長（以下「会長」という。）と貸付対象者との契約（以下「貸付契約」という。）により貸し付けるものとする。
- 2 貸付対象者は、児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請を行うことができる。児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除の時点においては、貸付を申請する必要がなかった者がその後に生じた事由により貸付の申請を行うこともできるものとする。ただし、第5条に定める貸付について、申請はそれぞれ1回までとする。
- 3 貸付金の交付は、生活支援費及び家賃支援費については月決めの方法によるものとし、資格取得支援費については一括で交付するものとする。
- 4 利子は、無利子とする。
- 5 自立支援資金の貸付に当たっては、書面により親権者等法定代理人の同意を得るものとする。ただし、法定代理人の同意が得られないやむを得ない事情がある場合にあっては、児童

養護施設等の施設長（里親等への委託児童の場合は、委託をした児童相談所長）の意見書等を徴することでこれに替えるものとする。

- 6 貸付対象者は、自立支援資金の貸付及び返還の事務に関する限りにおいて、会長、地方公共団体、児童福祉事業を行う者その他の関係機関が貸付対象者の個人情報を収集し、利用し、及び提供することに同意しなければならない。

（連帯保証人）

- 第7 契約に当たっては、自立支援資金の貸付を受けようとする者（以下「貸付希望者」という。）に、原則として1人の連帯保証人を立てさせるものとする。ただし、連帯保証人を立てることができないやむを得ない理由がある場合にあっては、貸付希望者に連帯保証人を立てさせることなく、貸付を行うことができるものとする。

（貸付契約の解除）

- 第8 会長は、貸付を受けている進学者が大学等を退学したとき（転学したときを除く。）、貸付けを受けている就職者が就職先を離職したとき、又は貸付を受けている進学者若しくは就職者が死亡したときは、その契約を解除するものとする。
- 2 会長は、貸付を受けている進学者又は就職者が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

（返還の債務の当然免除）

- 第9 会長は、次の各号に掲げる貸付対象者が、当該各号に定める事由に該当するに至ったときは、自立支援資金の返還の債務を免除するものとする。

一 進学者

- イ 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき（新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者は、就業するまでの間の求職期間等を含む）。
- ロ イに定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。

二 就職者

- イ 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき（新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者は、就業するまでの間の求職期間等を含む）。
- ロ イに定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。

三 資格取得希望者

- イ 就職した日から2年間（大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、当該就職した日から2年間）引き続き就業を継続したとき。
- ロ イに定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故

障のために就業を継続することができなくなったとき。

(返還)

第10 会長は、自立支援資金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合(災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、会長が定める金額を会長が定める方法により返還を請求するものとする。

一 貸付契約が解除されたとき。

二 貸付を受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき。

三 資格取得支援費の貸付を受けた者が、資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき。

四 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。

五 第9に定める就業期間(貸付を受けている期間を除く。)内に離職したとき。

2 会長は、前項の会長が定める期間、金額及び方法を定めるに当たっては、宮城県知事(以下「知事」という。)に協議し、その承認を受けるものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第11 会長は、次のいずれかに該当する場合には、当該事由が継続している期間、自立支援資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

一 自立支援資金の貸付を受けた進学者が、貸付契約を解除された後も引き続き大学等(大学院等を含む。)に在学しているとき。

二 自立支援資金の貸付を受けた資格取得希望者が、児童養護施設等に入所中又は里親等への委託中であるとき。

三 自立支援資金の貸付を受けた資格取得希望者が、大学等(大学院等を含む。)に在学しているとき。

2 会長は、次のいずれかに該当する場合には、当該事由が継続している期間、履行期限の到来していない自立支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

一 貸付を受けた進学者、就職者又は資格取得希望者が就業しているとき。

二 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の債務の裁量免除)

第12 会長は、自立支援資金の貸付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸し付けた自立支援資金(すでに返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

一 死亡又は障害により貸付を受けた自立支援資金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額の全部又は一部

二 長期間所在不明となっている場合等自立支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき 返還の債務の額の全部又は一部

三 貸付を受けた進学者又は就職者が、自立支援資金の貸付を受けた期間以上就業を継続したとき 返還の債務の額の一部

四 貸付を受けた資格取得希望者が、1年以上就業を継続したとき
返還の債務の額の一部

2 会長は、前項第1号又は第2号の場合に該当するものとして貸し付けた自立支援資金に係る返還の債務を免除するときは、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用するものとする。

3 会長は、第1項第2号の場合に該当するものとして貸し付けた自立支援資金に係る返還の債務を免除するときは、知事の承認を受けるものとする。

4 会長は、第1項第3号の場合に該当するものとして貸し付けた自立支援資金に係る返還の債務を免除するときは、本貸付事業が児童養護施設退所者等の自立の促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付を受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用するものとする。この場合、貸付を受けた期間以上就業を継続した者であっても、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しないものとする。

5 第1項の規定により自立支援資金に係る返還の債務を免除する場合の免除額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めたとおりとする。

一 第1項第1号から第3号までに該当する場合 貸付対象者が就業継続した期間を、自立支援資金の貸付を受けた期間（この期間が4年に満たないときは4年とする。）の4分の5に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額

二 第1項第4号に該当する場合 返還の債務の額に2分の1を乗じて得た額

（延滞利子）

第13 会長は、自立支援資金の貸付を受けた者が正当な理由がなくて自立支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例によることとする。ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

（会計経理）

第14 会長は、この事業に関する特別会計を設け、会計経理を明確にするものとする。この

場合において、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0329第24号、社援発0329第56号、老発0329第28号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別紙「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において明確に区分するものとする。

- 2 貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する特別会計に繰り入れるものとする。
- 3 第1項の特別会計については、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書を策定し、知事に報告するものとする。
- 4 事業を廃止した場合にあっては、当該事業廃止の年度以降、毎年度、当該年度において返還された自立支援資金の10分の9に相当する金額を宮城県に返還するものとする。

（制度の周知）

- 第15 会長は、インターネットの利用、印刷物の配布その他の方法により制度について周知を図るものとする。
- 2 会長は、県、仙台市等と協力し、制度の利用が可能な者に対し、制度に関する印刷物、貸付申込書等が個別に配布されるよう努めるものとする。

（連絡調整）

- 第16 会長は、毎年度、当該年度の前年度中（平成28年度は当該年度中）に、当該年度の貸付見込額、返還見込額等を記載した貸付計画を策定し、知事の承認を受けるものとする。
- 2 会長は、この要綱、実施要領等に定められていない事項、この要綱、実施要領等に定められた事項の取扱いが不明な事項等があった場合には、知事の指導又は助言を受けるものとする。
- 3 会長は、貸付対象者から定期的に連絡を受けるものとする。
- 4 会長は、宮城県、仙台市、児童養護施設等又はこれらの者から「児童家庭支援センターの設置運営等について」（平成10年5月18日付け厚生省児童家庭局長通知）別紙2の「退所児童等アフターケア事業」の委託を受けた者など関係機関と連携し、貸付対象者の把握に努めるものとする。

（その他）

- 第17 この要綱に定めるもののほか、自立支援資金貸付に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月19日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行し、令和2年4月1日より適用とする。

附 則

この要綱は、令和4年2月9日から施行し、令和3年12月20日より適用とする。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行し、令和6年4月1日より適用とする。